

ふくいの逸品創造ファンド事業

助成金交付要領

(平成19年 7月17日 制 定)

(平成19年12月19日 一部改正)

(平成20年 3月19日 一部改正)

(平成21年 4月 1日 一部改正)

(平成23年 7月20日 一部改正)

目 次

項 目	ページ
I 目的および事業内容等	1
II “福井の強みを活かす”チャレンジ企業支援事業	2
III 企業連携による繊維産地競争力強化モデル事業	3
IV 小売店との連携による福井ブランドめがね販売モデル事業	4
V 農商工連携による新事業創出支援事業	4
VI ふくい地域資源活用ブラッシュアップ支援事業	6
VII 共通事項	6
別表 事業内容と助成対象経費について	
“福井の強みを活かす”チャレンジ企業支援事業	12
企業連携による繊維産地競争力強化モデル事業	13
小売店との連携による福井ブランドめがね販売モデル事業	14
農商工連携による新事業創出支援事業	15

**地域中小企業応援ファンド
～ふくいの逸品創造ファンド～
事業助成金交付要領**

I 目的および事業内容等

I—1. 目的

この要領は、公益財団法人ふくい産業支援センター（以下「支援センター」という。）が、「地域中小企業応援ファンド～ふくいの逸品創造ファンド～事業実施要領」の規定に基づき実施する助成金交付事業に関する必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

I—2. 助成事業の内容

支援センターが交付する助成金交付事業の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の内容は、地域の特色ある資源を活用した次に掲げる要件に該当する事業とする。

- (1) “福井の強みを活かす” チャレンジ企業支援事業
 - ① 売れる商品づくりまでのスタートアップ～新商品等の販路開拓事業
 - ② 新商品等の販路開拓のみの事業（商品開発が完了しているものを対象）
- (2) 企業連携による繊維産地競争力強化モデル事業
- (3) 小売店との連携による福井ブランドめがね販売モデル事業
- (4) 農商工連携による新事業創出支援事業
- (5) ふくい地域資源活用事業ブラッシュアップ支援事業

I—3. 定義

- (1) この要領において使用する用語の定義は、次の各号とする。
 - ① 「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者とする。
 - ② 「大企業」とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しない会社・個人で、事業を営む者をいう。
 - ③ 「みなし大企業」とは、以下のものをいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (2) この要領のⅢにおいて使用する用語の定義は、前記（1）に下記の各号を加えたものとする。
 - ① 「業態」とは、「撚糸業」、「広幅織物製造業」、「ニット生地製造業」、「編レース生地製造業」、「細幅織物製造業」、「染色整理業」、「縫製業」、「繊維製品卸売業」のそれぞれをいう。
 - ② 「県内の繊維関連中小企業者」とは、県内の事業所において「撚糸業」、「広幅織物製造業」、「ニット生地製造業」、「編レース生地製造業」、「細幅織物製造業」、「染色整理業」、「縫製業」、「繊維製品卸売業」のいずれかを営む中小企業をいう。

Ⅱ “福井の強みを活かす” チャレンジ企業支援事業

Ⅱ—1. 事業目的

県内の特色ある産業資源（福井の強み）を基に、顧客ニーズを的確につかんで商品計画を立て、最も有利な販売経路を開拓する中小企業者等の取り組みに対して支援し、本県産業の活性化を図ることを目的とする。

Ⅱ—2. 助成事業対象者

- (1) 福井県内に主たる事業所を有し、次に掲げるいずれかに該当する者
 - ① 中小企業者
ただし、「みなし大企業」は中小企業者から除く。
 - ② 個人事業者
 - ③ 有限責任事業組合
 - ④ 農業協同組合、農業協同組合連合会および農事組合法人
 - ⑤ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合および水産加工業協同組合連合会
 - ⑥ 森林組合、森林組合連合会および木材協同組合連合会
 - ⑦ 特定非営利活動法人
 - ⑧ ①から⑦に該当する者で構成されるグループ
- (2) ただし、当該年度に県の他事業で助成を受ける事業者を除く。

Ⅱ—3. 助成対象事業

「福井の強み」を活用した新商品・新サービスの開発から事業化に向けた取り組み。

Ⅱ—4. 助成対象経費

- (1) 助成対象経費は、Ⅱ—3. の事業に要する経費であって、別表に定める経費のうち支援センターが必要かつ適当と認める経費とする。
ただし、「委託費」については当事業に要する経費の一部でなければならない。
- (2) (1) のほか、「ファンド事業審査委員会」が特に必要と認める経費。

Ⅱ—5. 助成率および助成金額

- (1) 売れる商品づくりまでのスタートアップ～新商品等の事業化に向けた市場調査、商品開発、販路開拓事業
助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内で支援センターが定めた額とし、1件当たり500万円を限度とする。
- (2) 新商品等の販路開拓のみの事業（商品開発が完了しているものを対象）
助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内で支援センターが定めた額とし、1件当たり200万円を限度とする。

Ⅱ—6. 助成対象期間

助成金交付事業の助成対象期間は、助成事業を実施する期間であって、交付決定の日より原則12か月以内で設定できるものとし、会計年度を跨ぐことも可能とする。ただし、新商品開発事業および販路開拓事業において、十分な効果を上げるために特に必要と認められる場合には、助成対象期間を24か月以内で設定できるものとする。

Ⅱ—7. 計画申請の制限

計画を申請しようとする者は、申請事業に係る自主財源分について、他の助成事業による助成を受けることができない。

Ⅲ 企業連携による繊維産地競争力強化モデル事業

Ⅲ—1. 事業目的

この事業は、県内の繊維関連企業がそれぞれの強みを活かした連携により行う、売れる商品開発と販売力の強化に係るモデル的取り組みを支援し、本県産地の活性化を図ることを目的とする。

Ⅲ—2. 助成事業対象者

助成事業対象者は、県内の繊維関連中小企業者（みなし大企業となる中小企業者を除く）で構成される以下のグループとする。ただし、当該年度に県の他事業で助成を受ける企業者を除く。

(1) 異業態連携事業

3業態以上3社以上で構成されるグループ

(2) 同業態連携事業

同業態4社以上で構成されるグループ

ただし、同じマーケットや同じ商品での販売を目指す場合については、他の業態の企業も参加することができる。

Ⅲ—3. 助成対象事業

助成対象事業は、県内の繊維関連中小企業者が連携して行う、売れる商品開発や販売力の強化に係るモデル的取り組みとし、以下に定めるものをいう。

(1) 異業態連携事業

今回の計画で開発・販売する商品に関して、異業態の参加企業が連携して、1つの企業体のように全員で事業計画を作成し、それぞれの技術や情報などの強みを活かしながら、リスクを分担して、新商品開発、販路開拓を行うモデル的な事業であること

(2) 同業態連携事業

同業態の参加企業が、多品種・小ロット・短納期といったニーズへの対応、在庫リスクの軽減などを目的として、グループでの共同販売、新商品開発を行うモデル的な事業であること

Ⅲ—4. 助成対象経費

(1) 助成対象経費は、Ⅲ—3. の事業に要する経費であって、別表に定める経費のうち支援センターが必要かつ適当と認める経費とする。

ただし、「委託費」については当事業に要する経費の一部でなければならない。

(2) (1) のほか、「ファンド事業審査委員会」が特に必要と認める経費。

Ⅲ—5. 助成率および助成金額

助成金の額は、助成対象経費の3分の2以内で支援センターが定めた額とし、1件当たり600万円を限度とする。

Ⅲ—6. 助成対象期間

助成金交付事業の助成対象期間は、助成事業を実施する期間であって、交付決定の日より12か月以内で設定できるものとし、会計年度を跨ぐことも可能とする。なお、必要と認められる場合は、同一事業を2度採択することを可とする。

Ⅲ—7. 計画申請の制限

計画を申請しようとする者は、申請事業に係る自主財源分について、他の助成事業による助成を受けることができない。

IV 小売店との連携による福井ブランドめがね販売モデル事業

IV—1. 事業目的

この事業は、県内の眼鏡関係企業（以下「産地企業」という。）が全国的眼鏡小売店等（眼鏡卸企業を含む）（以下「連携小売店等」という。）と連携して行う新商品の開発等に係るモデル的取組みを支援し、本県眼鏡産地の活性化を図ることを目的とする。

IV—2. 助成事業対象者

助成事業対象者は、県内に事務所を有する眼鏡関係の中小企業者（みなし大企業となる中小企業者を除く。）とする。ただし、当該年度に県の他事業で助成を受ける企業者を除く。

IV—3. 助成対象事業

助成対象事業は、産地企業と連携小売店等が、福井産の新ブランド眼鏡の企画・生産からPR・販売までを共同で行うモデル的取組みとし、下記に定める要件をすべて満たす事業をいう。

- (1) 産地企業は、新商品を自社ブランドとして企画・生産し、当該眼鏡は産地統一ブランド「THE 291」の認定を受けること。
- (2) 連携小売店等におけるPR・販売に際しては、「THE 291」および福井産地・産地企業名等について、消費者にわかりやすく表示・説明すること。

IV—4. 助成対象経費

- (1) 助成対象経費は、IV—3. の事業に要する経費であって、別表に定める経費のうち支援センターが必要かつ適当と認める経費とする。
ただし、「委託費」については当事業に要する経費の一部でなければならない。
- (2) (1) のほか、「ファンド事業審査委員会」が特に必要と認める経費。

IV—5. 助成率および助成金額

助成金の額は、助成対象経費の3分の2以内で支援センターが定めた額とし、1件当たり600万円を限度とする。

IV—6. 助成対象期間

助成金交付事業の助成対象期間は、助成事業を実施する期間であって、交付決定の日より原則12か月以内で設定できるものとし、会計年度を跨ぐことも可能とする。ただし、新商品開発事業および販路開拓事業において、十分な効果を上げるために特に必要と認められる場合には、助成対象期間を24か月以内で設定できるものとする。

IV—7. 計画申請の制限

計画を申請しようとする者は、申請事業に係る自主財源分について、他の助成事業による助成を受けることができない。

V 農商工連携による新事業創出支援事業

V—1. 事業目的

商工業者と農林水産業者が連携し、県産の農林水産物を活用して行う新たな取り組み等に対して支援し、本県産業の活性化を図ることを目的とする。

V—2. 助成事業対象者

- (1) 福井県内に主たる事業所を有し、次に掲げるいずれかに該当する者
 - ① 中小企業者
ただし、「みなし大企業」は中小企業者から除く。
 - ② 個人事業者
 - ③ 有限責任事業組合
 - ④ 農業協同組合、農業協同組合連合会および農事組合法人
 - ⑤ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合および水産加工業協同組合連合会
 - ⑥ 森林組合、森林組合連合会および木材協同組合連合会
 - ⑦ 特定非営利活動法人
 - ⑧ ①から⑦に該当する者で構成されるグループ
- (2) ただし、当該年度に県の他事業で助成を受ける事業者を除く。

V—3. 助成対象事業

商工業者と農林水産業者がそれぞれの経営資源・ノウハウを活かして行う「農商工連携の取組み」により、福井県の農林水産物を活用した新商品・新サービスの開発・販路開拓を行う取組み、または福井県の農林水産物の新たな販売方法等による販路開拓の取組み

※「農商工連携の取組み」とは、以下のいずれかの基準（連携基準）を満たすものをいう。

- ① 商工業者と農林水産業者が共同で行う取組み（ただし、取組みの中心となる者がV—2の要件を満たすこと）
- ② 商工業と農林水産業の両方の経営資源・ノウハウを活用して行う取組み（必ずしも共同での取組みに限らない）
- ③ 上記のほか、商工業と農林水産業との有機的連携による取組みとして、「ファンド事業審査委員会」が特に認めるもの

V—4. 助成対象経費

- (1) 助成対象経費は、V—3. の事業に要する経費であって、別表に定める経費のうち支援センターが必要かつ適当と認める経費とする。
ただし、「委託費」については当事業に要する経費の一部でなければならない。
- (2) (1)のほか、「ファンド事業審査委員会」が特に必要と認める経費。

V—5. 助成率および助成金額

助成金の額は、助成対象経費の3分の2以内で支援センターが定めた額とし、1件当たり600万円を限度とする。

V—6. 助成対象期間

助成金交付事業の助成対象期間は、助成事業を実施する期間であって、交付決定の日より原則12か月以内で設定できるものとし、会計年度を跨ぐことも可能とする。ただし、新商品開発事業および販路開拓事業において、十分な効果を上げるために特に必要と認められる場合には、助成対象期間を24か月以内で設定できるものとする。

V—7. 計画申請の制限

計画を申請しようとする者は、申請事業に係る自主財源分について、他の助成事業による助成を受けることができない。

VI ふくい地域資源活用事業ブラッシュアップ支援事業

VI—1. 事業目的

VI—2. に定める助成事業対象者が行う、事業の掘り起こしや、事業計画の作成指導、計画のブラッシュアップ等の取り組みを支援することを目的とする。

VI—2. 助成事業対象者

中小企業支援法第7条第1項に基づき指定された産業支援機関とする。

VI—3. 助成対象事業

- (1) 地域資源活用セミナー・制度説明会の開催事業
「福井の強み」を活用する事業のためのセミナーやファンド助成事業の説明会を開催
- (2) 地域資源活用展示会の開催事業
県内における「福井の強み」を活かした事業の成果における展示会の開催
- (3) 地域資源活用ビジネスプラン作成講座の開催事業
実践的なビジネスプラン作成講座を開催
- (4) 地域資源活用事業計画ブラッシュアップへの重点支援事業
事業計画の立案支援を希望する者に対して専門家による重点的な支援を実施
- (5) 地域資源活用事業実施のフォローアップ事業
助成金交付事業者に対してフォローアップ支援を実施し、確実な事業化を支援

VI—4. 助成対象経費

助成対象経費は、VI—3. の事業に要する経費であって、別表に定める経費とする。

ただし、「委託費」については当事業に要する経費の一部でなければならない。

VI—5. 助成率および助成金額

助成金の額は助成対象経費の10分の10とし、事業開始年度は300万円、2年目以降については500万円を限度とする。

VI—6. 助成対象期間

助成金交付事業の助成対象期間は、助成事業を実施する期間であって、12か月以内で設定できるものとする。

VII 共通事項

VII—1. 助成事業の採択基準

助成事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものを、予算の範囲内で採択するものとする。

- (1) ① 助成事業の実施が確実である等事業内容の熟度が高いこと。
- ② 助成事業の実施により、将来的に地域産業の活性化が期待できる事業であること。
- ③ 事業計画および実施方法が、本助成金交付要領のⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに規定する事業の目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待できるものであること。

- ④ 事業の予想する成果が、特定企業の利益にのみ寄与するものと想定される事業でないこと。
- (2) ① 支援センターは、学識経験者、産業支援機関、国関係機関、行政等で構成する「ファンド事業審査委員会」を設置し、助成金交付事業としての採択について諮問する。
- ② 前号に規定する委員会は、支援センターの諮問を受け、計画書の内容が次に掲げる要件の適否について審査して答申することとする。
 - i (1)の①から④の助成事業の採択基準に適合していること。
 - ii 助成の対象者として不適当と認められる行為がなかった者であること。

なお、本助成金交付要領のⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに規定する各事業の審査基準は、審査委員会において定める。

Ⅶ－２．助成事業の公募およびその広報

- (1) 支援センターは、本助成金交付要領のⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに規定する事業について公募する。
- (2) 支援センターは、本助成金交付要領のⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに規定する事業に関して、助成金交付申請書の提出先、提出期限、提出書類、その他助成事業の募集に関し、必要な事項を広報するものとする。
- (3) 支援センターが(1)の規定により行う広報は、支援センターの主たる事務所の掲示場に掲示するほか、定期刊行物、ホームページ等への掲載など適切な方法により行うものとする。

Ⅶ－３．助成金の交付決定までの手続き

支援センターは、次の手続きにより各事業年度における助成金交付事業を決定するものとする。

- (1) 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、支援センターに様式第1の助成金交付に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）を、支援センターが別に定める期日までに提出するものとする。
- (2) 申請者は、当該助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して事業計画書を作成しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- (3) 支援センターは、事業計画書の提出があったときは、当該申請に係る審査を行うほか、必要に応じて現地調査等を行い、その結果、適当と認められるものについて通知する。

Ⅶ－４．助成金の交付申請

- (1) Ⅶ－３.(3)による通知を受けた申請者（以下、「助成事業者」という。）は、様式第2の助成金交付申請書を、支援センターが別に定める資料を添付して、支援センターが定める期日までに提出するものとする。
- (2) 支援センターは、助成事業者から交付申請書の提出があったときは、すみやかに助成事業者に様式第3にて助成金交付決定通知をするものとする。

Ⅶ－５．助成金の交付の条件

- (1) 支援センターは、助成金の交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、助成事業者に対して次に掲げる条件を付

するものとする。

- ① 助成事業に要する経費の配分の変更(Ⅶ-6.(1)に該当する場合を除く。)をする場合、様式第4の助成事業計画変更承認申請により支援センターの承認を受けること。
 - ② 助成事業を行うため締結する契約の方法に関する事項その他助成金交付事業に要する経費の使用方法に関すること。
 - ③ 助成事業の内容の変更(Ⅶ-6.(2)に該当する場合を除く。)をする場合、様式第4の助成事業計画変更承認申請により支援センターの承認を受けること。
 - ④ 助成事業を中止し、または廃止する場合、様式第5の助成事業中止(廃止)申請書により支援センターの承認を受けること。
 - ⑤ 助成事業が指定の期間内に完了しない場合、またはその遂行が困難となった場合は支援センターに報告し、支援センターの指示を受けること。
- (2) 支援センターは、助成事業の完了により当該助成事業者に相当の収益が生じたと認められる場合においては、その交付した助成金の全部または一部に相当する金額を当該助成事業者から徴収する旨の条件を付することができる。

Ⅶ-6. 軽微な変更

助成金の経費配分の変更について、事業目標を変更しない範囲で、次に該当する事項は軽微な変更の範囲とする。

- (1) 単価の増減による資金総額の変更(助成対象経費の20%の範囲内の変更で助成金額に変更を生じないもの、かつ、助成対象経費区分ごとの金額相互間でいずれか低い額の20%以内の変更額の増減をいう。)
- (2) 同一助成対象期間内における実施時期の変更(事業実施回数、日数の30%以内の増減および実施時期の変更をいう。)

Ⅶ-7. 助成金の交付決定の辞退

- (1) 助成事業者は、Ⅶ-4.(2)の規定による交付決定通知書を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容またはこれに付された条件に不服など、その他の理由により交付決定を辞退しようとするときは、当該交付決定通知を受けた日の翌日から15日以内に様式第6の助成事業交付決定辞退申請書を提出して交付決定を辞退することができるものとする。
- (2) 支援センターは、前項の書類の提出があったときは、当該申請に係る助成金交付決定を取り消すものとする。

Ⅶ-8. 助成事業の遂行

助成事業者は、助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない、助成金を他の用途へ使用してはならない。

Ⅶ-9. 助成事業の遂行状況の報告

助成事業者は、支援センターが別に定める時期に、当該事業の遂行状況を様式第7の事業遂行状況報告書により報告するものとする。

Ⅶ-10. 助成事業の実績報告

- (1) 助成事業者は、当該助成事業の完了後、10日以内に様式第8の助成事業完了実績報告書(以下「実績報告書」という。)を提出するものとする。
- (2) 助成金の概算払いを希望する助成事業者は、助成金の支払いを希望する前月末日時点の助成事業の中間実績報告書(様式第8)を提出するものとする。
- (3) 助成事業者は、(1)または(2)の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税

および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

Ⅶ－１１．助成金の額の確定

支援センターは、助成事業者から実績報告書の提出を受けた場合に、当該報告に係る書類の審査を行うほか、現地調査等を行うものとする。

その報告に係る事業の実施結果が、助成金の交付決定の内容（Ⅶ－５．に基づいて変更を承認した場合はその承認された内容）およびこれに付された条件に適合していると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を様式第９の助成金確定通知書によって当該助成事業者へ通知する。

ただし、Ⅶ－１０．（２）の概算払いについては、前段および様式第９の助成金確定通知書に記載されている「確定」を「確認」と読み替えるものとする。

Ⅶ－１２．助成金の請求

助成事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、様式第１０の精算（概算）払い請求書により支援センターに助成金の交付請求を行うこととする。

Ⅶ－１３．助成金の支払い

支援センターは、Ⅶ－１１．により交付すべき助成金の額を確定したのち、Ⅶ－１２．により助成金の交付請求を受けた時は、助成金を助成事業者に対し支払うものとする。

ただし、Ⅶ－１２．による概算払いについては、支援センターが必要と認めた場合にかぎり、Ⅶ－１０．（２）により助成事業実施期間の途中での事業の進捗状況を確認し、代金の支払が済んでいることを確認した上で、Ⅶ－１１．により交付すべき助成金の額を確認したのち、当該部分に係る助成金額を支払うものとする。

Ⅶ－１４．交付決定の取消し

- （１） 支援センターは、助成事業者が次の各号の一に該当するときは、当該申請に係る助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。
 - ① 本交付要領の規定に基づく措置に違反した場合および助成事業者が、助成金を他の用途へ使用した場合
 - ② 助成事業に関して助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反した場合
 - ③ 支援センターの承認を受けずに、当該助成事業を廃止（中止）した場合
 - ④ 当該助成事業を遂行する見込みがないと判断した場合。
- （２） 前項の規定は助成金の額の確定後においても適用されるものとする。

Ⅶ－１５．助成金の返還

支援センターは、Ⅶ－１４．の規定に基づき助成金の交付決定を取り消した場合には、当該助成事業の取消しに係る部分に関し、その額の返還を、期日を定めて命じるものとする。また、助成金返還を求められた助成事業者は、支援センターが定める期日までに返還しなければならない。

Ⅶ－１６．加算金および延滞金

- （１） 助成事業者は、支援センターからⅦ－１５．に基づく助成金の返還を求められたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を求められた助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。
- （２） 助成事業者は、支援センターから助成金の返還の命令を受け、これを納付

期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

- (3) 支援センターは、(1) および (2) においてやむを得ない事情があると認められたときは、加算金または遅滞金の全部または一部を免除することができるものとする。

VII-17. 財産の管理及び処分

- (1) 助成事業者は、当該助成事業により取得しまたは効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。

また助成事業者は、取得財産等を目的以外の用途に使用し、他の者に貸付けもしくは譲渡し、他の物件を交換し、または担保に供しようとするときは、あらかじめ様式第11の取得財産等処分承認申請書等により、支援センターの承認を受けなければならない。

- (2) 取得財産等の管理期間は、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。
- (3) 支援センターは、(2)の期間中において必要があると認められたときは、助成事業者の管理状況を調査することができるものとする。
- (4) 支援センターは、助成事業者が取得財産等の処分により収入金を得たときは遅滞なく様式第12の取得財産等処分による収入金報告書を提出させるものとする。
- (5) 支援センターは、(1)の承認をする場合または前号の収入がある場合にあっては当該取得財産等の残存価額（圧縮記帳を行わない価額）または当該収入金の全部または一部を納付させることができる。

VII-18. 立入検査等

支援センターは、助成金交付事業の適正を期すため、必要に応じて、助成事業者に対して報告させ、または支援センターが指定する者により、助成事業者の事務所等に立ち入り関係帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問することができるものとする。

VII-19. 助成金の経理

助成事業者は、助成金に係る経理について収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を事業の完了した日の属する会計年度終了の日から起算して5年間保存しなければならない。

VII-20. 事業成果の報告

助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から平成29年度に至るまで、毎年2月末日を期限に、事業成果報告書（様式第13）を、支援センターに提出しなければならない。

VII-21. その他の事項

- (1) 助成事業者は、助成金交付事業を遂行するにあたって本交付要領の定めのほか、支援センターが別途定める「中小企業等向け助成金助成事業実施の手引き」に従わなければならない。
- (2) 支援センターは、助成金交付事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について、別に定めることができる。

VII-22. 消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還

- (1) 助成事業者は、助成事業完了後に、消費税の申告により、助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第14の助成金に係る消費税および地方消費税額の確定に伴う報告書により、すみやか支援センターに報告しなければならない。
- (2) 支援センターは、前項の報告があった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずる。
- (3) 前項の返還の規定については、**Ⅶ－16. (2)**の規定を準用する。

附則

(施行期日)

本交付要領は平成19年7月17日から施行する。

附則

(施行期日)

本交付要領は平成19年12月19日から施行する。

ただし、平成20年度以降に交付決定される助成金交付事業から適用する。

附則

(施行期日)

本交付要領は平成20年 3月19日から施行する。

附則

(施行期日)

本交付要領は平成21年 4月 1日から施行する。

附則

(施行期日)

本交付要領は平成23年 7月20日から施行する。

事業内容と助成対象経費について

1 対象となる事業内容

- ア 新商品開発事業
- ・ニーズ調査等の市場調査にかかる経費
 - ・新商品開発のための試作等にかかる経費
 - ・開発した新商品の求評活動にかかる経費
- イ 販路開拓事業
- ・展示会出展など販路開拓にかかる経費
 - ・新商品の広報宣伝活動にかかる経費

2 助成対象経費

経費区分	内 容
新商品開発事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、資材購入費、外注加工費、試作用機械器具等購入費、機械改造費、借損料、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（ただし、その事業の全てを委託するものを除く。）、産業財産権等取得費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費
販路開拓事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、借損料、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（ただし、その事業の全てを委託するものを除く。）、資料購入費、広告宣伝費、ホームページ作成費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費

3 助成対象経費についての留意事項

① 旅費

旅費については、下記を限度として助成対象経費とする。

運賃 交通費の実費とする。

国内旅費はグリーン料金およびのぞみ料金は対象外とする。

宿泊費 実費とする。

東京、大阪については 13,400 円を上限

福井等については 12,000 円を上限

※ 海外旅費は海外展示会出展事業のみ対象とする。ただし、2名を限度とする。
日当、タクシー代、ガソリン代、レンタカー代については助成対象外とする。

② 助成対象にならない経費

- ・グループの各企業の間取引にかかる費用
- ・保証金、敷金、保険料、公租公課
- ・飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用
- ・産業財産権等取得において特許庁に納付する出願手数料、審査請求料、登録料等
- ・直接売上や利益につながる費用（ただし、当該事業で作成するパンフレットやホームページ等による宣伝・広告の際に、当該商品の説明や価額、申込方法を記載することはこの限りではない。）
- ・商品製造にかかる備品購入費（機械装置、検査器具等の購入費）
- ・その他、公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断する経費

③ その他

- ・申請者が消費税の課税業者で、消費税仕入控除税額がある場合は、当該事業の助成対象経費に係る消費税相当額はすべて対象外となる。

事業内容と助成対象経費について**1 対象となる事業内容****(1) 異業態連携事業**

- ・新商品開発のための資材購入、外注加工、機械改造等に係る経費
- ・販路開拓のためのパンフレット作成や展示会出展等に係る経費

(2) 同業態連携事業

- ・共同販売のためのカタログ作成やネットショップ開設等に係る経費
- ・グループオリジナルの新商品開発のための資材購入、外注加工、機械改造等に係る経費

2 助成対象経費

経費区分	内 容
新商品開発事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、資材購入費、外注加工費、試作用機械器具等購入費、機械改造費、借損料、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（ただし、その事業の全てを委託するものを除く。）、産業財産権等取得費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費
販路開拓事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、借損料、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（ただし、その事業の全てを委託するものを除く。）、資料購入費、広告宣伝費、ホームページ作成費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費

3 助成対象経費についての留意事項**① 旅費**

旅費については、下記を限度として助成対象経費とする。

運 賃 交通費の実費とする。

国内旅費はグリーン料金およびのぞみ料金は対象外とする。

宿泊費 実費とする。

東京、大阪については 13,400 円を上限

福井等については 12,000 円を上限

※ 海外旅費は海外展示会出展事業のみ対象とする。ただし、2名を限度とする。
日当、タクシー代、ガソリン代、レンタカー代については助成対象外とする。

② 助成対象にならない経費

- ・グループの各企業の間取引にかかる費用
- ・保証金、敷金、保険料、公租公課
- ・飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用
- ・産業財産権等取得において特許庁に納付する出願手数料、審査請求料、登録料等
- ・直接売上や利益につながる費用（ただし、当該事業で作成するパンフレットやホームページ等による宣伝・広告の際に、当該商品の説明や価額、申込方法等を記載することはこの限りではない。）
- ・備品購入費（機械装置、検査器具等の購入費）
- ・その他、公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断する経費

③ その他

- ・申請者が消費税の課税業者で、消費税仕入控除税額がある場合は、当該事業の助成対象経費に係る消費税相当額はすべて対象外となる。

事業内容と助成対象経費について**1 対象となる事業内容**

ア 新商品開発事業

- ・新商品企画開発にかかるデザイン委託、試作品制作等にかかる経費

イ 販路開拓事業

- ・展示会出展、連携小売店等における新商品の広告・宣伝など販路開拓にかかる経費

2 助成対象経費

経費区分	内 容
新商品開発事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、資材購入費、外注加工費、試作用機械器具等購入費、機械改造費、借損料、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（ただし、その事業の全てを委託するものを除く。）、産業財産権等取得費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費
販路開拓事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、借損料、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（ただし、その事業の全てを委託するものを除く。）、資料購入費、広告宣伝費、ホームページ作成費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費

3 助成対象経費についての留意事項

① 旅費

旅費については、下記を限度として助成対象経費とする。

運 賃 交通費の実費とする。

国内旅費はグリーン料金およびのぞみ料金は対象外とする。

宿泊費 実費とする。

東京、大阪については 13,400 円を上限

福井等については 12,000 円を上限

※ 海外旅費は海外展示会出展事業のみ対象とする。ただし、2名を限度とする。

日当、タクシー代、ガソリン代、レンタカー代については助成対象外とする。

② 助成対象にならない経費

- ・産地企業と連携小売店等との間の取引にかかる費用
- ・保証金、敷金、保険料、公租公課
- ・飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用
- ・産業財産権等取得において特許庁に納付する出願手数料、審査請求料、登録料等
- ・直接売上や利益につながる費用（ただし、当該事業で作成するパンフレットやホームページ等による宣伝・広告の際に、当該商品の説明や価額、申込方法等を記載することはこの限りではない。）
- ・備品購入費（機械装置、検査器具等の購入費）
- ・その他、公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断する経費

③ その他

- ・申請者が消費税の課税業者で、消費税仕入控除税額がある場合は、当該事業の助成対象経費に係る消費税相当額はすべて対象外となる。

事業内容と助成対象経費について**1 対象となる事業内容**

- ア 新商品開発事業
- ・ニーズ調査等の市場調査にかかる経費
 - ・新商品開発のための試作等にかかる経費
 - ・開発した新商品の求評活動にかかる経費
- イ 販路開拓事業
- ・展示会出展など販路開拓にかかる経費
 - ・新商品の広報宣伝活動にかかる経費

2 助成対象経費

経費区分	内 容
新商品開発事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、資材購入費、外注加工費、試作用機械器具等購入費、機械改造費、借損料、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（ただし、その事業の全てを委託するものを除く。）、産業財産権等取得費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費
販路開拓事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、借損料、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（ただし、その事業の全てを委託するものを除く。）、資料購入費、広告宣伝費、ホームページ作成費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費

3 助成対象経費についての留意事項

① 旅費

旅費については、下記を限度として助成対象経費とする。

運賃 交通費の実費とする。

国内旅費はグリーン料金およびのぞみ料金は対象外とする。

宿泊費 実費とする。

東京、大阪については 13,400 円を上限

福井等については 12,000 円を上限

※ 海外旅費は海外展示会出展事業のみ対象とする。ただし、2名を限度とする。
日当、タクシー代、ガソリン代、レンタカー代については助成対象外とする。

② 助成対象にならない経費

- ・グループの各企業間の取引にかかる費用（試作品の原材料費および委託加工を除く）
- ・保証金、敷金、保険料、公租公課
- ・飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用
- ・産業財産権等取得において特許庁に納付する出願手数料、審査請求料、登録料等
- ・直接売上や利益につながる費用（ただし、当該事業で作成するパンフレットやホームページ等による宣伝・広告の際に、当該商品の説明や価額、申込方法等を記載することはこの限りではない。）
- ・商品製造または農林水産物の生産にかかる備品購入費（機械装置、検査器具等の購入費）
- ・その他、公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断する経費

③ その他

- ・申請者が消費税の課税業者で、消費税仕入控除税額がある場合は、当該事業の助成対象経費に係る消費税相当額はすべて対象外となる。